

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第29回 男女共同参画推進担当委員との懇談会 報告

男女共同参画推進本部委員 柄澤 愛子 (65期)

1 はじめに

2018年9月13日、弁護士会館で、「男女共同参画推進担当委員との懇談会」が行われた。これは、各委員会の男女共同参画推進担当委員が集まり当本部と意見交換を行う会であり、毎年1回行われている。当日の出席者は45名（うち本部委員7名）となり、熱心に意見交換が行われた。

2 「東京弁護士会における男女共同参画の現状・新たな取り組みと男女共同参画推進担当委員の職務」の説明

当本部、芹澤眞澄事務局長から、当会第二次男女共同参画基本計画の説明と計画目標の達成度についての現状報告がなされた。昨年度施行になった新たな取り組みとして、事務局を介さずに直接カウンセラー等に相談できるセクハラ相談窓口の新設、会館内の一時保育付き研修等の子育て支援サポートの拡充、オンラインストレージサービス利用要領の制定等が紹介された。更に、担当委員の職務に関して、今年の7月に理事者会決定された男女共同参画推進担当委員選任要綱についての説明がなされた。

3 一層の男女共同参画推進のための方策についての意見交換

(1) 続いて、当本部、太田治夫副本部長の司会進行により、委員会活動におけるインターネット電話会議システム利用に関するアンケート回答の集計結果を踏まえて意見交換が行われた。

主に、①リモート参加の要件、②技術的事項への懸念、③会務活動として参加したものとカウントするのか、といった点について議論がなされた。

リモート参加自体については、積極的な声が多かったが、重要な個人情報扱う委員会においては、情報流出への懸念が強いようであった。

① リモート参加の要件については、育休・産休といった場合については認めることで異論がないようであったが、地理的制約がある場合については賛

否両論があった。多摩支部の会員、インハウスの会員、地方出張中の会員等についてリモート参加の需要がある旨の意見が表明された。

② 技術的な面では、スカイプのインターネット接続・音質等の不安定性を懸念する声や、事務局の負担を心配する声が強く、「スカイプのシステムについての理解を参加者に求めて、(事務局任せではなく)自分たちでやる、という意識を持つことが必要」という意見が出された。その他、スカイプ以外のシステムを試すことの提案もなされた。

③ 会務活動としてカウントすることについては、「リモート参加をまずは広く認めて、会務活動の出席数カウントとの関係では当初は限定する」という意見等が述べられた。

(2) さらに、各委員会からの取り組みの紹介と、当会男女共同参画推進本部に対し望むことについて、委員会から以下の意見が出された。

- 当会のシンポジウムや研修において、パネリストや講師に占める男性の割合が多いので配慮を求めてほしい。
- 相談担当者になるための研修開始が夜しかない場合の改善を求める。
- 性別に関わらず弁護士がより育児に参加する時間をとれるようにすることが望ましいので何らかの施策を検討してほしい。

(3) 女性委員個人からの声として、「小さい子供の子育ては母親の役割、組織の長は当然男性で、ナンバー2に何割かの女性をいれておけばよい、といった固定的な性別役割分担意識にとらわれなくなるような意識改革を進める啓蒙活動がなされると嬉しい」旨の意見が紹介される場面もあった。

4 終わりに

新たな気付きを多く得られた会であった。多様な立場の会員が、各々の個性を最大限に生かし活躍できる弁護士会のため、更に前進していきたいとの思いを新たにした。